

活用見込みのない耕作放棄地を非農地に (奈良県桜井市農業委員会)

担い手への農
地利用の集積
・集約化

遊休農地の
発生防止・
解消

新規参入の
促進

農業委員会
の体制強化
等)

1 地区の特徴・状況、課題

桜井市は奈良県の中央北部に位置し、大阪市内まで約40km、1時間程度の通勤圏内であり、山林が市の66.5%を占め、大和青垣国定公園等がある自然豊かな環境に恵まれた地です。
市の面積は、約98.9km²(市街化区域:10.1km²、市街化調整区域:88.8km²)です。
農地活用としては、主に平坦部では水田、山間部では棚田・畑や傾斜面を活かし果樹園等に利用されています。



- 市の半分以上が山であり、近年、鹿や猪等の獣害被害が深刻化し、農地の管理が困難になり耕作が放棄される農地が増えてきている。
- 大阪市へは通勤圏内(電車で1時間圏)であるため兼業農家の比率が高く、現在の農業の担い手の高齢化と後継者不足により、農地の荒廃が進み、問題となりつつある。
- 特に山間の農地については、戦後の材木不足の際に植林が奨励された時期があり、その名残で山林化した農地やその周辺の農地も原野化し荒廃農地となっていた。



2 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

- 山間部の再生困難な農地を洗い出し、最適化を図れる農地を整理することにする
- 航空写真により遊休農地の山林・原野化が進む地区を抽出し、利用状況調査時に農業委員及び農地利用最適化推進委員と一緒に現地確認を行い、その後、所有者へ「山林化、原野化した農地を農地基本台帳から除外することについて(事前のご案内)」の通知により予め所有者等の意向を確認し、非農地判断リストを整理の上、農業委員会総会にて非農地判断の議決後、非農地通知を行い、法務局の職権による地目変更が行われ、適正な土地利用に繋がった。

3 活動（取組と工夫）の結果

○ 荒廃農地面積

平成29年度:249.2ha → 平成30年度:42.9ha → 令和元年度 26.5ha → 令和2年度 12.4ha